

# 国際交流基金規約

2003年10月17日制定

- 第1条** 本規約は日本交通学会の国際交流基金の運用及び財源等について定めるものである。
- 第2条** 国際交流基金は、学会員の国際交流に資するために、学会員の国際会議派遣、在外研究者の招聘、学会行事及び学会の出版事業に運用するものとする。
- 第3条** 運用については、学会員で構成する国際交流委員会が実務を担当する。
- 第4条** 国際会議派遣及び在外研究者の招聘については、本規約の付則により要領を定める。
- 第5条** 学会行事及び学会の出版事業への運用については、国際交流委員会が理事会に提案し理事会の承認を得る。
- 第6条** 国際交流基金が学会60周年記念事業の余剰金を財源としているが、理事会の承認により学会会計からの積み立てを行うことができる。

## 付則1 国際会議派遣補助要項

- (1) 日本交通学会の正会員に対し、海外での国際会議出席のための渡航及び滞在費用について補助金を支給する。
- (2) 補助を受ける者は、当該国際会議での報告者または討論者であることを要する。また、これまでに本補助を受けたことがない者であること。
- (3) 補助金額は原則として1件10万円とする。
- (4) 補助の申請は、所定の申請用紙に必要事項を記入の上当該会議の資料を添付し、所定の期日までに学会事務局に提出するものとする。

## 付則2 在外研究者訪日補助要項

- (1) 日本交通学会の正会員または法人会員が主催する会合において、在外の研究者を招聘する場合、その訪日費用を補助する。
- (2) 当該会合には、日本交通学会の会員が出席資格を持つものとする。
- (3) 補助金額は、1件につき20万円を上限とする。
- (4) 補助の申請は、所定の申請用紙に必要事項を記入の上当該会議の資料を添付し、期日までに学会事務局に提出するものとする。
- (5) 国際交流委員会は申請について審議し、補助対象を決定し、理事会に報告をした上で対象者に通知する。